

学校いじめ防止基本方針

柏原市立堅上小学校

「いじめ」とは、「学校園の内外を問わず、当該児童が一定の人間関係のある者から心理的又は物理的な攻撃を受けた事により、心身の苦痛を感じているもの」とされている。個々の行為がいじめに当たるか否かについては、複数の職員で観察をしたり、ヒアリングをしたりして組織的に実態把握に努めている。

いじめは、どこの学校でも、どの子にも起こりうる最も身近な人権侵害事象であると捉え、「いじめはおこる」という前提に立って考える必要がある。日頃から児童の様子をチェックすることで、児童の小さな変化を見逃すことなく、早期発見に努め、迅速かつ丁寧な対応を組織的に行っている。

本校では、全教職員・全児童が「絶対にいじめを許さない」という意識を持ち、絶対にいじめを起こさせないという風土を学校に定着させ、児童が安心して生活できる集団づくり、人間関係づくり、学校づくりこそいじめ防止の基本であるとの認識をもち取り組んでいく。

1 組織体制

(1) 基本的な考え方

いじめへの対応は、一部の教員や特定の教員が抱え込むのではなく、校長を中心とし、共通理解のもと全ての教職員で組織的に行うことが大切である。いじめへの対応を組織的に行うため、本校ではいじめ対策委員会を設置し、対策を考える。なお、いじめ対策委員会は、校長、教頭、首席、生活指導担当、人権教育担当、養護教諭で構成する。

(2) いじめ対策委員会の役割

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成の中核の役割を担う。
- いじめの相談、通報の窓口としての役割を担う。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに関する情報があった時は、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行うための中核としての役割を担う。
- 基本方針の点検や見直しを行い、PDCA サイクルに照らし合わせた検証等を行う。

2 未然防止

(1) 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうるという共通認識のもと未然防止に取り組む。未然防止の基本として、児童が安心・安全に学校生活を送ることができることが必要である。そのため、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような学校づくりを行っていく。そして、児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作りだしていく。また、定期的なアンケート調査や日々の観察、個人懇談、児童の出欠状況等でそれを検証する。

(2) 未然防止のための取組

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で定期的に確認するなど、平素から教職員全員の共通理解を徹底する。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- 様々な場面でいじめの問題を話題にし、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を、学校全体で共有する。
- 教育活動全体を通じて、自分自身が役に立っていると感じ取れる機会を充実させ、児童の自己有用感を高める。
- 困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け、成功体験を積ませる。
- いじめの問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取組みを推進する。
- 学級や学年、クラブ活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを推進する。
- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育み、自他の存在を等しく認め合える態度を養うことで、一人ひとりの居場所が確保できる集団づくりを推進する。
- いじめについて理解を深め、いじめを指摘できる姿勢を育成する。
- 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。
- 集団生活でのストレスと向き合いながら自律する力を育む。
- SNSの危険性を知り、情報と正しく向き合う力を育む。

3 早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするな

ど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを共通認識する。その上で、些細な兆候であっても、いじめの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち状況を把握する。

(2) 早期発見のための取組み

- 日頃から児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- 相談窓口の設置や保健室の利用等、児童が日頃からいじめを訴えやすい体制を整える。
- 定期的なアンケートや懇談を実施することで、いじめの実態把握に取り組む。
- 保護者との信頼関係を構築し連携を密にすることで、家庭における児童の様子の変化を把握できるようにする。
- 集まったいじめに関する情報は教職員全体で共有する。

4 家庭や地域との連携

(1) 基本的な考え方

学校いじめ防止基本方針等について理解を得て、児童に対して学校と家庭が同一の対応が出来るように、信頼関係の構築を図る。また、日常から学校内外で多くの大人と接する機会を増やし、地域で子どもを見守り育てる風土の構築を訴える。

(2) 家庭や地域との連携についての取組

- 地域と組織的に連携・協働する体制の構築を推進する。
- 地域と連携して取組を推進する。
- 学校通信や学年通信、学級通信等により、家庭への情報発信を丁寧に行うことで、学校への理解を深める。
- 家庭訪問や懇談、連絡帳等を通して、家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。
- 地域の方が参加する会議等において、様々な情報を共有することで、学校に対する理解を深めるとともに、学校への協力を仰ぐ。
- 地域行事への積極的な参加等を通して、地域住民との交流を深める。

5 事象が発生した場合の考え方・対応

(1) 基本的な考え方

発見、通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。そして、被害児童に寄り添い、守り通すという姿勢で対応にあたる。一方、加害児童には、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。また、保護者の協力も得ながら、必要に応じて関係機関・専門機関との連携を図る。

(2) 対応について

教職員（担任）の対応

- ・決して一人で抱え込むことなく、管理職に報告し、組織的に対応にあたる。
- ・当該児童の話をも十分に聴く態度に徹し、不安や恐怖等、様々な気持ちを共感的に受け止めながら、安全で安心できる環境を確保し、いじめの事実確認をする。その際、児童の心身の状態、発達段階を十分配慮して行う。

校長の対応

◆校内緊急体制の構築（いじめ・不登校対策委員会）

- ・具体的な対応方針を全教職員に示す。
- ・指示系統を明確にし、窓口を一本化し、情報は全教職員で共有する。
- ・事実確認及び指導記録については、それぞれ聴き取った内容を時系列で整理する等、情報管理を徹底する。

◆教育委員会への報告、支援要請

- ・把握した内容を教育委員会に報告するとともに、事態が終息に至るまで協議連携を行う。
- ・関係機関への支援要請
- ・児童の生命に関わるような深刻ないじめや、それに発展しかねない事象が生じた場合、子ども家庭センター（児童相談所）、警察等の関係機関との連携を図る。

◆保護者への対応

- ・初期対応では、被害・加害の児童の保護者に対して、その心情に十分配慮した対応が必要である。

いじめを受けている児童への対応

- ・「あなたにも悪いところがあるから」「あなたの心が弱いから」等、教職員の先入観に基づく指導や、被害児童に責任を転嫁する指導は、当該の児童の内面をさらに傷つけたり、まわりのいじめを一層助長したりすることになる。教職員は、児童の痛みを寄り添う姿勢で接する。
- ・「私は一人ではない。先生や友だちが守ってくれる。」という安心感を持たせ、被害児童を見守り、児童の心の痛みを寄り添う姿勢で接する。

いじめを行う児童への対応

- ・いじめを受けた児童や周囲の児童から聴き取った内容をもとに、正確に事実を確認していく姿勢で向き合う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・いじめを受けた児童の立場になって、気持ちに共感しながら、いじめを行う児童の行動

の変容につなげる。

- いじめを行う児童の背景に迫り、その立ち直りを支援する。
- いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対許されるものではなく、いじめを受けた児童に対し、長期にわたり深刻な影響を与える点をおさえ、自らの行為の責任を理解させる。
- 事実関係について、双方の話が一致しない場合、いじめを受けている児童の訴えの事実
に即して事実確認をするとともに、対応策を考える。
- 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得
た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めると
ともに保護者に対する継続的な助言を行う。

「観衆」や「傍観者」になっている児童への対応

- はやしたてる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害児童にとって、
孤独感・孤立感をますます強める存在であることを理解させる。
- 必要に応じて学級全体で話し合うなど、「いじめ行為は、相手の人権を侵害するもの
で、絶対に許されるものではない。」という強い姿勢で対応する。

保護者への対応

〔1〕被害児童の保護者への対応

- 丁寧に話を聴く。
- 相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応することも大切である。
- 事実確認はできるだけ迅速に行う。
- 今後の対応については、被害児童に対する心のケアや見守る体制等について誠意を持っ
て説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に
示すことが重要である。

〔2〕加害児童の保護者への対応

- 加害児童を指導するという観点だけでなく、児童の理解を根拠とした支援の視点での対
応をする。
- 聴き取りから整理された事実を、正確に伝える。保護者が「自分や自分の子どもが責め
られている」等の感情に配慮しながら、加害児童の「人格」を否定しているのではな
く、いじめという「行為」を否定していることを明確に伝える。
- いじめの解決をめざした具体的な指導について、保護者に理解と協力を求める。その際
には、保護者と学校の連携・協力が大切なことなど、保護者の思いも傾聴しながら伝
える。

6 本校の特徴

本校は、小規模特認校である。柏原市内の他校区から児童が通っている。また、全ての学年が単学級であるため、クラス替えもない。居住地の異なる仲間が集い、6年間同一集団で学校生活を送ることになる。そのため、児童同士の関係が一度崩れると、その修復は容易ではない。これらの特徴から、本校ではより一層、日々の児童観察や状況把握が大切になる。このことを十分に理解した上で、保護者、地域と連携を図りながら集団づくりに努めたい。

(令和3年4月1日)